

【 手術 】

7 1 2 シートン法締め直しの手技料としての創傷処理（筋肉、臓器に達しないもの）の算定について

《令和 7 年 1 0 月 3 1 日》

○ 取扱い

痔瘻患者に対するシートン法締め直しの手技料として、K 000 創傷処理（筋肉、臓器に達しないもの）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

K 000 創傷処理については、厚生労働省通知[※]に「創傷処理とは、切・刺・割創又は挫創に対して切除、結紮又は縫合（ステープラーによる縫合を含む。）を行う場合の第 1 回治療のこと（略）」と示されており、シートン法締め直しの手技料はこれに該当しない。

以上のことから、痔瘻患者に対するシートン法締め直しの手技料として、K 000 創傷処理（筋肉、臓器に達しないもの）の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について